

議案第4号

令和4年度唐津市教育の基本方針の策定について

令和4年度唐津市教育の基本方針を次のように策定するものとする。

令和4年2月24日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

令和4年度唐津市教育の基本方針

別紙のとおり

提案理由 学校、家庭及び地域の様々な教育的課題に対応し、活力ある唐津市への発展を推進するため、令和4年度唐津市教育の基本方針を策定するものである。

令和4年度
唐津市の教育

【基本方針編】

唐津市教育委員会

唐津市教育の基本方針

唐津市教育委員会は、教育基本法をはじめとする関係法令や唐津市総合計画に基づき、次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ち自らの未来を切り拓いていけるよう、教育の基本方針を定める。

第2次唐津市総合計画基本構想（平成27年度～令和6年度）（抄）

まちづくりの基本理念「市民力・地域力によるまちづくり」

令和6年度に目指す将来像「海と緑にかこまれたここちよい 唐津」

- ・本市のもつかけがえのない豊かな自然環境を最大の地域資源として認識
- ・子どもたちを地域で見守り育てていく地域コミュニティの結束

基本目標4 生きる力に満ちた人をはぐくむまちづくり

- ・市の将来を担っていく子どもたちは地域の宝であり、子どもたちの健全な育成は地域の重要な責務
- ・子どもたちの基礎学力の向上はもちろんのこと、自ら学び、考え、行動できる「生きる力」や「心豊かな子ども」をはぐくむ取り組みを、コミュニティスクールや地域活動を通して、学校、家庭、地域が三位一体となり推進
- ・地域における住民の生きがいとふれあいを目指すため、施設の適正配置、役割分担、生涯学習拠点としての機能充実を図り、地域住民自らが地域コミュニティの創造に参画できる体制の整備
- ・すべての人が個人として尊重される社会を確立するため、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた人権教育・人権啓発
- ・グローバルな人材育成

基本的方向

- ・地域の将来を担う人材の育成を進める。
- ・生涯を通じて知識が習得できる学習環境の整備を進める。
- ・住民の生きがいとふれあいを生む地域コミュニティの形成を図る。
- ・人権教育、人権啓発の推進を図る。

＜唐津市教育の基本方針＞

生きる力に満ちた人をはぐくむ

1 地域の将来を担う人材の育成

- (1) 学校の全教育活動を通して自立の精神を高めるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって郷土唐津の自然や伝統・文化の良さを体感できる場などを通して、社会の一員としてのルールを守り貢献しようとする心や他者を思いやる心など「豊かな心」をはぐくむ。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。
- (2) 子どもたち一人ひとりが持つ能力を発揮し、将来にわたって自己実現を図り自信に満ちた人生を創造できるように、良好な教育環境の整備・充実を図るとともに、中学校区が一体となった教育を推進し、「確かな学力」を身に付けさせる。
- (3) 子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育・健康に関する活動を充実させ運動習慣を定着させる。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、食育をはじめ日常生活における体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎となる「健やかな体」をはぐくむ。
- (4) 国際社会に対応した人材を育成するため、日本と郷土唐津の伝統と文化を尊重し、それらの理解を基盤とする異文化・国際理解教育を一層推進するとともに、小中学校における外国語教育を充実させ、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を目指す。また、ICTの利活用など時代のニーズにあった教育を推進する。
- (5) 家庭教育は教育の原点であり、子どもたちは家庭や地域の中で成長するという基本に立ち、家庭・学校・地域が協働し、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、連携を強化し支援する。また、家庭の教育力を向上させるための啓発などを行う。

2 生涯学習の推進と文化財の保護

市民が、生涯にわたって自己実現を図ることのできる学習機会を提供する。

あわせて、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。また、質の高い文化や芸術に親しめる機会を提供することにより、文化向上を目指す。

さらに、地域で受け継がれてきた祭りや伝統行事などの継承を支援し、地域の伝統文化の保護を図るとともに、各種文化財の調査を行い、史跡や歴史的建造物などの保護・活用を推進し、文化財の普及啓発を推進する。

3 人権教育、人権啓発の推進

日本国憲法および教育基本法 の精神とともに、唐津市人権教育・啓発基本方針や唐津市いじめ防止基本方針に基づき、学校教育・社会教育の両面を通じて、あらゆる偏見や差別をなくし唐津市民の人権意識を高めるとともに、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。

令和4年度の主要施策

この基本方針を達成するため、学校教育、社会教育、文化財の保存・活用及び人権教育における令和4年度の主要施策を次のとおり定め、国や佐賀県教育委員会及び関係教育機関・団体との連携のもと、広く市民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実に施策の推進に努める。

重点目標1 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成

- (1) 主体的・対話的で深い学びの推進及び学力向上
- (2) 心の教育の充実
- (3) 食育・健康教育の推進と体位・体力の向上
- (4) 安全安心な学校給食の実施
- (5) 幼保小中高の連携の強化と推進

<令和4年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 児童生徒の主体的、対話的で深い学びを推進するため、個別最適な学びと協働的な学びによる授業やカリキュラム・マネジメントを進め、PDCAサイクルの視点で継続的に改善を行います。また、学力向上指定校を拠点とする「学び合える環境」づくりとして、唐津市内の小・中学校を指定校に設定し、指定校の授業公開や講師からの指導などを通して、市内の全教職員の授業力向上を目指します。併せて、教科等研究部会の活動を通して教職員の資質の向上を図ります。
- (2) 道徳教育の目標に基づき、教育活動全般において、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。「特別な教科 道徳」やさまざまな体験活動等を通して、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方について考える学習を行い、「心の教育」を充実させます。
- (3) 児童生徒の健康な体づくりを推進するため、体育的活動等を充実させるとともに、食育や健康教育に関する指導を推進します。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえ、児童生徒の体力の向上に係る施策や取り組みの成果と課題を把握し改善に役立てます。
新型コロナウイルス等の感染症の予防には、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることがあり、その対応について児童生徒にしっかりと学ばせ、積極的に感染予防に努める態度を育てます。また、学校・家庭・地域及び関係機関と連携し、基本的な感染症対策を講じながら感染予防を行い、安心・安全な教育活動に努めます。
- (4) 安全安心な学校給食の提供を行うため、徹底した衛生管理を行い異物混入防止に努めます。また、食物アレルギーを持つ児童生徒も給食を楽しめるように、アレルギー対応給食の提供を行います。

併せて学校給食食材の地産地消をさらに進めます。

- (5) 自己肯定感や生きる力に満ち、心身共にたくましい幼児児童生徒を育むために、幼・保・小・中・高の連携を充実させます。

重点目標 2 時代の要請に応える教育の推進

- (1) 学校・家庭・地域の役割分担と相互連携
- (2) ICT利活用教育の推進
- (3) 郷土唐津の伝統や文化を尊重する心と態度の育成
- (4) 外国語教育の充実
- (5) インクルーシブ教育の視点を踏まえた特別支援教育の充実
- (6) 持続可能な社会づくりの推進

<令和4年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 市内すべての学校が地域との連携を深め、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒を育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。また、「放課後子ども総合プラン」の推進に努めます。
- (2) 課題解決に向けた主体的・対話的で深い学びや個々の能力・特性に応じた学びの実現のため、小・中学校に導入した電子黒板や1人1台のタブレット端末等のICT機器を利活用した教育を推進します。
- (3) 地域との連携を深め、地域から伝統や文化を学ぶ活動を推進することで、児童生徒の郷土唐津の伝統や文化を尊重する心と態度を育成します。
- (4) ALTを有効に活用し、小・中学校の外国語教育を充実させながら、外国の文化に対する理解を深め、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を醸成します。
- (5) インクルーシブ教育の視点を踏まえ、「共に学ぶ」児童生徒一人ひとりの特性を認めながら、各々の個性の伸長をめざします。また、個に応じた特別な教育的支援を進めるために、教職員の指導力の向上に努めるとともに、生活支援員を適正に配置し、併せて就学相談会や学校支援の充実を図り、児童生徒の個に応じた特別な教育支援を推進します。教育支援委員会では、児童生徒の特性に応じた適正な教育支援が行われるように十分な検討を行います。
- (6) 持続可能な社会づくりに向けて、SDGsの17目標の理解と持続可能な社会づくりを推進する力の育成を図ります。

重点目標3 安全で快適な教育環境の整備・充実

- (1) 校舎等学校施設の改築、長寿命化改良工事等
- (2) 学校の規模適正化・適正配置
- (3) 学校備品等の整備・充実
- (4) 就学支援の充実

<令和4年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 学校の改築、長寿命化改良工事等の事業推進により施設の整備・充実に努めます。
- (2) 複式学級の解消のため、学校の規模適正化・適正配置に努めます。
- (3) 電子黒板及び理科教材その他備品等を計画的に購入・更新することで、よりよい学習環境の充実に努めます。
- (4) 経済的理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費の給付などの就学援助及び奨学資金の貸し付けを行うことで、児童生徒が平等に教育を受けられる環境づくりを行います。

重点目標 4 生きがいのある生涯学習環境の整備・充実

- (1) 生涯学習の普及啓発
- (2) 学習基盤の整備
- (3) 学習機会の拡充と支援
- (4) 図書館活動の充実
- (5) 地域社会活動の振興
- (6) 優れた芸術・文化活動の推進

＜令和4年度のねらい、目指すべきところ＞

- (1) 市内25館の公民館が発行する「公民館だより」による地域住民への周知と併せ、市公式HPを活用した周知を行うことで、公民館における生涯学習の普及啓発を進めます。
- (2) 「唐津市教育委員会個別施設計画」に基づき、順次事業を推進するとともに、公民館類似施設の整備に対しても公的補助を行います。
- (3) 地域住民自らが地域コミュニティの創造に参画できる体制の整備を目的として、公立公民館及び自治公民館、都市コミュニティセンターなどの社会教育施設で、市民それぞれの世代に応じた学習課題に合致した魅力ある学習機会を提供できるよう、学習内容の拡充と支援体制の確立に努めます。
- (4) 「唐津市図書サービス計画」に基づき、利用者のニーズに応じた図書館資料の収集や保存整備、図書館と市民センター公民館図書室をつなぐ近代図書館ネットワークシステムを活用した図書の貸出・返却を充実させます。また「唐津市子ども読書活動推進計画（第3次）」を基本とし、読み聞かせ等の事業の実施、図書館サービスの向上と利用の促進を図ります。
- (5) 社会教育関係団体に対する支援のあり方の検討を行い、より特色のある地域社会活動の振興を図ります。
- (6) 美術ホールでは特別展やKinto市民美術祭等、4階ロビー等では近^{きん}図^とぎ^らり^いや近^と図^とプ^ちこれく^しょ^んを開催し、質の高い文化や芸術に親しめる機会の提供及び地域の文化芸術の向上を図ることで、図書館利用の促進に努めます。

重点目標5 受け継がれてきた伝統的・歴史的文化の継承

- (1) 民俗文化財等の保護・継承育成
- (2) 埋蔵文化財等各種文化財の調査
- (3) 史跡等の保存・整備
- (4) 文化財・歴史遺産に関する保護・啓発活動

<令和4年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 国指定の重要無形民俗文化財「唐津くんちの曳山行事」の一番曳山「赤獅子」の総塗替えを継続して行います。伝統文化伝承保存団体に補助を行い、伝統芸能の保存及び後継者の育成を支援します。
- (2) 文化遺産としての遺跡の保護と諸開発との調整を図ることを目的とした発掘調査を実施します。
- (3) 肥前陶器窯跡の整備に向けた設計を行い、また名護屋城跡並びに陣跡等の史跡の維持管理を行います。
- (4) 劣化した文化財説明板の計画的な整備補修を実施するとともに、発掘調査成果等の展示・公開を行います。また、唐津市歴史民俗資料館(旧三菱合資会社唐津支店本館)の保存修復事業に着手するとともに、歴史的な町並みを生かした町づくりを行うため、呼子を対象に保存対策調査を行います。

重点目標6 人権尊重の精神を育成する学校・社会教育の推進

- (1) 学校での人権・同和教育の推進
- (2) 社会教育としての人権・同和問題の啓発と人権・同和教育の推進
- (3) いじめ防止対策の推進
- (4) 問題行動、不登校への対応の充実

<令和4年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 学校の教育活動全体を通じて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する正しい知識や人権感覚を身に付けさせる人権・同和教育を推進します。
- (2) 差別のないまちづくりをめざし、多様な学習機会の提供を通して、人権・同和教育、人権啓発の推進に努めます。
- (3) 唐津市いじめ防止基本方針の理念に基づき、学校内外におけるいじめ問題等の防止対策及び発生時における対応のほか、早期発見・早期対応を図るための支援体制を構築し、いじめ防止に積極的に取り組みます。
- (4) 問題行動については、関係諸機関とも連携し、組織的な対応を行うなど、未然防止に努めます。また、不登校傾向及び不登校の児童生徒への適切な対応を行うため、全小・中学校に配置しているスクールカウンセラーによるカウンセリング等、校内における教育相談体制の充実を図るとともに、小・中学校、適応指導教室、不登校対策支援認定校及び青少年支援センターの連携強化を図ります。

令和4年度 基本方針、重点目標及び重点項目一覧

基本方針	重点目標	重点項目
1 地域の将来を担う 人材の育成	(1) 知・徳・体の調和のとれた 「生きる力」の育成	①主体的・対話的で深い学びの推進及び 学力向上 ②心の教育の充実 ③食育・健康教育の推進と体位・体力 の向上 ④安心安全な学校給食の実施 ⑤幼・保・小・中・高の連携の強化と 推進
	(2) 時代の要請に応える教育 の推進	①学校・家庭・地域の役割分担と相互 連携 ②ICT利活用教育の推進 ③郷土唐津の伝統や文化を尊重する 心と態度の育成 ④外国語教育の充実 ⑤インクルーシブ教育の視点を踏ま えた特別支援教育の充実 ⑥持続可能な社会づくりの推進
	(3) 安全で快適な教育環境の 整備・充実	①校舎等学校施設の改築、長寿命化改 良工事等 ②学校の規模適正化・適正配置 ③学校備品等の整備・充実 ④就学支援の充実
2 生涯学習の推進と 文化財の保護	(4) 生きがいのある生涯学習 環境の整備・充実	①生涯学習の普及啓発 ②生涯学習基盤の整備 ③生涯学習機会の拡充と支援 ④図書館活動の充実 ⑤地域社会活動の振興 ⑥優れた芸術・文化活動の推進
	(5) 受け継がれてきた伝統的・ 歴史的文化の継承	①民俗文化財等の保護・継承育成 ②埋蔵文化財等各種文化財の調査 ③史跡等の保存・整備 ④文化財・歴史遺産に関する保護・啓 発活動
3 人権教育、人権啓 発の推進	(6) 人権尊重の精神を育成す る学校・社会教育の推進	①学校での人権・同和教育の推進 ②社会教育としての人権・同和問題の 啓発と人権・同和教育の推進 ③いじめ問題対策の推進 ④問題行動、不登校への対応の充実

唐津市教育の基本方針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>生きる力に満ちた人をはぐくむ</p> <p>1 地域の将来を担う人材の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子どもたち一人ひとりが持つ能力を発揮し、将来にわたって自己実現を図り自信に満ちた人生を創造できるように、<u>良好な教育環境の整備・充実を図るとともに</u>、中学校区が一体となった教育を推進し、「確かな学力」を身に付けさせる。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 生涯学習の推進と文化財の保護</p> <p>略</p> <p>3 人権教育、人権啓発の推進</p> <p>略</p> <p>令和<u>4</u>年度の主要施策</p> <p>この基本方針を達成するため、学校教育、社会教育、文化財の保存・活用及び人権教育における令和<u>4</u>年度の主要施策を次のとおり定め、国や佐賀県教育委員会及び関係教育機関・団体との連携のもと、広く市民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実に施策の推進に努める。</p> <p>略 (重点目標及び重点項目については、別紙にて説明)</p>	<p>生きる力に満ちた人をはぐくむ</p> <p>1 地域の将来を担う人材の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子どもたち一人ひとりが持つ能力を発揮し、将来にわたって自己実現を図り自信に満ちた人生を創造できるように、中学校区が一体となった教育を推進し、「確かな学力」を身に付けさせる。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 生涯学習の推進と文化財の保護</p> <p>略</p> <p>3 人権教育、人権啓発の推進</p> <p>略</p> <p>令和<u>3</u>年度の主要施策</p> <p>この基本方針を達成するため、学校教育、社会教育、文化財の保存・活用及び人権教育における令和<u>3</u>年度の主要施策を次のとおり定め、国や佐賀県教育委員会及び関係教育機関・団体との連携のもと、広く市民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実に施策の推進に努める。</p> <p>略 (重点目標及び重点項目については、別紙にて説明)</p>

基本方針、重点目標及び重点項目

基本方針	重点目標	重点項目
1 地域の将来を担う人材の育成	(1) 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成	<u>①主体的・対話的で深い学びの推進及び学力向上</u> ②心の教育の充実 ③食育・健康教育の推進と体位・体力の向上 ④安心安全な学校給食の実施 ⑤幼・保・小・中・高の連携の強化と推進
	(2) 時代の要請に応える教育の推進	①学校・家庭・地域の役割分担と相互連携 ②ICT利活用教育の推進 ③郷土唐津の伝統や文化を尊重する心と態度の育成 ④外国語教育の充実 ⑤インクルーシブ教育の視点を踏まえた特別支援教育の充実 <u>⑥持続可能な社会づくりの推進</u>

基本方針、重点目標及び重点項目

基本方針	重点目標	重点項目
1 地域の将来を担う人材の育成	(1) 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成	<u>①学力向上アクションプランによる授業改善と主体的・対話的で深い学びの推進</u> ②心の教育の充実 ③食育・健康教育の推進と体位・体力の向上 ④安心安全な学校給食の実施 ⑤幼・保・小・中・高の連携の強化と推進
	(2) 時代の要請に応える教育の推進	①学校・家庭・地域の役割分担と相互連携 ②ICT利活用教育の推進 ③郷土唐津の伝統や文化を尊重する心と態度の育成 ④外国語教育の充実 ⑤インクルーシブ教育の視点を踏まえた特別支援教育の充実

	(3) 安全で快適な教育環境の整備・充実	①校舎等学校施設の改築、 <u>長寿命化改良工事等</u> ②学校の規模適正化・適正配置 ③ <u>学校備品等の整備・充実</u> ④就学支援の充実
2 生涯学習の推進と文化財の保護	(4) 生きがいのある生涯学習環境の整備・充実	①生涯学習の普及啓発 ②学習基盤の整備 ③学習機会の拡充と支援 ④図書館活動の充実 ⑤地域社会活動の振興 ⑥優れた芸術・文化活動の推進
	(5) 受け継がれてきた伝統的・歴史的文化の継承	①民俗文化財等の保護・継承育成 ②埋蔵文化財等各種文化財の調査 ③史跡等の保存・整備 ④文化財・歴史遺産に関する保護・啓発活動
3 人権教育、人権啓発の推進	(6) 人権尊重の精神を育成する学校・社会教育の推進	①学校での人権・同和教育の推進 ②社会教育としての人権・同和問題の啓発と人権・同和教育の推進 ③いじめ問題対策の推進 ④問題行動、不登校への対応の充実

	(3) 安全で快適な教育環境の整備・充実	① <u>学校施設設備の整備・充実</u> ②校舎等学校施設の改築、 <u>長寿命化改良工事</u> ③学校の規模適正化・適正配置 ④就学支援の充実
2 生涯学習の推進と文化財の保護	(4) 生きがいのある生涯学習環境の整備・充実	①生涯学習の普及啓発 ②学習基盤の整備 ③学習機会の拡充と支援 ④図書館活動の充実 ⑤地域社会活動の振興 ⑥優れた芸術・文化活動の推進
	(5) 受け継がれてきた伝統的・歴史的文化の継承	①民俗文化財等の保護・継承育成 ②埋蔵文化財等各種文化財の調査 ③史跡等の保存・整備 ④文化財・歴史遺産に関する保護・啓発活動
3 人権教育、人権啓発の推進	(6) 人権尊重の精神を育成する学校・社会教育の推進	①学校での人権・同和教育の推進 ②社会教育としての人権・同和問題の啓発と人権・同和教育の推進 ③いじめ問題対策の推進 ④問題行動、不登校への対応の充実

唐津市教育の基本方針

唐津市教育委員会は、教育基本法をはじめとする関係法令や唐津市総合計画に基づき、次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ち自らの未来を切り拓いていけるよう、教育の基本方針を定める。

第2次唐津市総合計画基本構想（平成27年度～令和6年度）（抄）

まちづくりの基本理念「市民力・地域力によるまちづくり」

令和6年度に目指す将来像「海と緑にかこまれたここちよい 唐津」

- ・本市のもつかけがえのない豊かな自然環境を最大の地域資源として認識
- ・子どもたちを地域で見守り育てていく地域コミュニティの結束

基本目標4 生きる力に満ちた人をはぐくむまちづくり

- ・市の将来を担っていく子どもたちは地域の宝であり、子どもたちの健全な育成は地域の重要な責務
- ・子どもたちの基礎学力の向上はもちろんのこと、自ら学び、考え、行動できる「生きる力」や「心豊かな子ども」をはぐくむ取り組みを、コミュニティスクールや地域活動を通して、学校、家庭、地域が三位一体となり推進
- ・地域における住民の生きがいとふれあいを目指すため、施設の適正配置、役割分担、生涯学習拠点としての機能充実を図り、地域住民自らが地域コミュニティの創造に参画できる体制の整備
- ・すべての人が個人として尊重される社会を確立するため、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた人権教育・人権啓発
- ・グローバルな人材育成

基本的方向

- ・地域の将来を担う人材の育成を進める。
- ・生涯を通じて知識が習得できる学習環境の整備を進める。
- ・住民の生きがいとふれあいを生む地域コミュニティの形成を図る。
- ・人権教育、人権啓発の推進を図る。

＜唐津市教育の基本方針＞

生きる力に満ちた人をはぐくむ

1 地域の将来を担う人材の育成

- (1) 学校の全教育活動を通して自立の精神を高めるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって郷土唐津の自然や伝統・文化の良さを体感できる場などを通して、社会の一員としてのルールを守り貢献しようとする心や他者を思いやる心など「豊かな心」をはぐくむ。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。
- (2) 子どもたち一人ひとりが持つ能力を発揮し、将来にわたって自己実現を図り自信に満ちた人生を創造できるように、良好な教育環境の整備・充実を図るとともに、中学校区が一体となった教育を推進し、「確かな学力」を身に付けさせる。
- (3) 子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育・健康に関する活動を充実させ運動習慣を定着させる。また、家庭や地域社会との連携を図りながら、食育をはじめ日常生活における体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎となる「健やかな体」をはぐくむ。
- (4) 国際社会に対応した人材を育成するため、日本と郷土唐津の伝統と文化を尊重し、それらの理解を基盤とする異文化・国際理解教育を一層推進するとともに、小中学校における外国語教育を充実させ、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を目指す。また、ICTの利活用など時代のニーズにあった教育を推進する。
- (5) 家庭教育は教育の原点であり、子どもたちは家庭や地域の中で成長するという基本に立ち、家庭・学校・地域が協働し、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、連携を強化し支援する。また、家庭の教育力を向上させるための啓発などを行う。

2 生涯学習の推進と文化財の保護

市民が、生涯にわたって自己実現を図ることのできる学習機会を提供する。

あわせて、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。また、質の高い文化や芸術に親しめる機会を提供することにより、文化向上を目指す。

さらに、地域で受け継がれてきた祭りや伝統行事などの継承を支援し、地域の伝統文化の保護を図るとともに、各種文化財の調査を行い、史跡や歴史的建造物などの保護・活用を推進し、文化財の普及啓発を推進する。

3 人権教育、人権啓発の推進

日本国憲法および教育基本法 の精神とともに、唐津市人権教育・啓発基本方針や唐津市いじめ防止基本方針に基づき、学校教育・社会教育の両面を通じて、あらゆる偏見や差別をなくし唐津市民の人権意識を高めるとともに、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。

令和4年度の主要施策

この基本方針を達成するため、学校教育、社会教育、文化財の保存・活用及び人権教育における令和4年度の主要施策を次のとおり定め、国や佐賀県教育委員会及び関係教育機関・団体との連携のもと、広く市民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実に施策の推進に努める。

重点目標1 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成

- (1) 主体的・対話的で深い学びの推進及び学力向上
- (2) 心の教育の充実
- (3) 食育・健康教育の推進と体位・体力の向上
- (4) 安全安心な学校給食の実施
- (5) 幼保小中高の連携の強化と推進

<令和4年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 児童生徒の主体的、対話的で深い学びを推進するため、個別最適な学びと協働的な学びによる授業やカリキュラム・マネジメントを進め、P D C Aサイクルの視点で継続的に改善を行います。また、学力向上指定校を拠点とする「学び合える環境」づくりとして、唐津市内の小・中学校を指定校に設定し、指定校の授業公開や講師からの指導などを通して、市内の全教職員の授業力向上を目指します。併せて、教科等研究部会の活動を通して教職員の資質の向上を図ります。
- (2) 道徳教育の目標に基づき、教育活動全般において、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。「特別な教科 道徳」やさまざまな体験活動等を通して、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方について考える学習を行い、「心の教育」を充実させます。
- (3) 児童生徒の健康な体づくりを推進するため、体育的活動等を充実させるとともに、食育や健康教育に関する指導を推進します。また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえ、児童生徒の体力の向上に係る施策や取り組みの成果と課題を把握し改善に役立てます。
新型コロナウイルス等の感染症の予防には、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることがあります、その対応について児童生徒にしっかりと学ばせ、積極的に感染予防に努める態度を育てます。また、学校・家庭・地域及び関係機関と連携し、基本的な感染症対策を講じながら感染予防を行い、安心・安全な教育活動に努めます。
- (4) 安全安心な学校給食の提供を行うため、徹底した衛生管理を行い異物混入防止に努めます。また、食物アレルギーを持つ児童生徒も給食を楽しめるように、アレルギー対応給食の提供を行います。

併せて学校給食食材の地産地消をさらに進めます。

- (5) 自己肯定感^を生きる力に満ち、心身共にたくましい幼児児童生徒を育むために、幼・保・小・中・高の連携を充実させます。

重点目標 2 時代の要請に応える教育の推進

- (1) 学校・家庭・地域の役割分担と相互連携
- (2) ICT利活用教育の推進
- (3) 郷土唐津の伝統や文化を尊重する心と態度の育成
- (4) 外国語教育の充実
- (5) インクルーシブ教育の視点を踏まえた特別支援教育の充実
- (6) 持続可能な社会づくりの推進

<令和4年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 市内すべての学校が地域との連携を深め、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒を育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。また、「放課後子ども総合プラン」の推進に努めます。
- (2) 課題解決に向けた主体的・対話的で深い学びや個々の能力・特性に応じた学びの実現のため、小・中学校に導入した電子黒板や1人1台のタブレット端末等のICT機器を利活用した教育を推進します。
- (3) 地域との連携を深め、地域から伝統や文化を学ぶ活動を推進することで、児童生徒の郷土唐津の伝統や文化を尊重する心と態度を育成します。
- (4) ALTを有効に活用し、小・中学校の外国語教育を充実させながら、外国の文化に対する理解を深め、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を醸成します。
- (5) インクルーシブ教育の視点を踏まえ、「共に学ぶ」児童生徒一人ひとりの特性を認めながら、各々の個性の伸長をめざします。また、個に応じた特別な教育的支援を進めるために、教職員の指導力の向上に努めるとともに、生活支援員を適正に配置し、併せて就学相談会や学校支援の充実を図り、児童生徒の個に応じた特別な教育支援を推進します。教育支援委員会では、児童生徒の特性に応じた適正な教育支援が行われるように十分な検討を行います。
- (6) 持続可能な社会づくりに向けて、SDGsの17目標の理解と持続可能な社会づくりを推進する力の育成を図ります。

重点目標3 安全で快適な教育環境の整備・充実

- (1) 校舎等学校施設の改築、長寿命化改良工事等
- (2) 学校の規模適正化・適正配置
- (3) 学校備品等の整備・充実
- (4) 就学支援の充実

<令和4年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 学校の改築、長寿命化改良工事等の事業推進により施設の整備・充実に努めます。
- (2) 複式学級の解消のため、学校の規模適正化・適正配置に努めます。
- (3) 電子黒板及び理科教材その他備品等を計画的に購入・更新することで、よりよい学習環境の充実に図ります。
- (4) 経済的理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費の給付などの就学援助及び奨学資金の貸し付けを行うことで、児童生徒が平等に教育を受けられる環境づくりを行います。

重点目標 4 生きがいのある生涯学習環境の整備・充実

- (1) 生涯学習の普及啓発
- (2) 学習基盤の整備
- (3) 学習機会の拡充と支援
- (4) 図書館活動の充実
- (5) 地域社会活動の振興
- (6) 優れた芸術・文化活動の推進

<令和4年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 市内 25 館の公民館が発行する「公民館だより」による地域住民への周知と併せ、市公式HPを活用した周知を行うことで、公民館における生涯学習の普及啓発を進めます。
- (2) 「唐津市教育委員会個別施設計画」に基づき、順次事業を推進するとともに、公民館類似施設の整備に対しても公的補助を行います。
- (3) 地域住民自らが地域コミュニティの創造に参画できる体制の整備を目的として、公立公民館及び自治公民館、都市コミュニティセンターなどの社会教育施設で、市民それぞれの世代に応じた学習課題に合致した魅力ある学習機会を提供できるよう、学習内容の拡充と支援体制の確立に努めます。
- (4) 「唐津市図書サービス計画」に基づき、利用者のニーズに応じた図書館資料の収集や保存整備、図書館と市民センター公民館図書室をつなぐ近代図書館ネットワークシステムを活用した図書の貸出・返却を充実させます。また「唐津市子ども読書活動推進計画（第3次）」を基本とし、読み聞かせ等の事業の実施、図書館サービスの向上と利用の促進を図ります。
- (5) 社会教育関係団体に対する支援のあり方の検討を行い、より特色のある地域社会活動の振興を図ります。
- (6) 美術ホールでは特別展やKinto市民美術祭等、4階ロビー等では近^{きん}図^とぎ^らり^いや近^と図^とプ^ちこれく^しょ^んを開催し、質の高い文化や芸術に親しめる機会の提供及び地域の文化芸術の向上を図ることで、図書館利用の促進に努めます。

重点目標5 受け継がれてきた伝統的・歴史的文化の継承

- (1) 民俗文化財等の保護・継承育成
- (2) 埋蔵文化財等各種文化財の調査
- (3) 史跡等の保存・整備
- (4) 文化財・歴史遺産に関する保護・啓発活動

<令和4年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 国指定の重要無形民俗文化財「唐津くんちの曳山行事」の一番曳山「赤獅子」の総塗替えを継続して行います。伝統文化伝承保存団体に補助を行い、伝統芸能の保存及び後継者の育成を支援します。
- (2) 文化遺産としての遺跡の保護と諸開発との調整を図ることを目的とした発掘調査を実施します。
- (3) 肥前陶器窯跡の整備に向けた設計を行い、また名護屋城跡並びに陣跡等の史跡の維持管理を行います。
- (4) 劣化した文化財説明板の計画的な整備補修を実施するとともに、発掘調査成果等の展示・公開を行います。また、歴史的な町並みを生かした町づくりを行うため、呼子を対象に保存対策調査を行います。

重点目標6 人権尊重の精神を育成する学校・社会教育の推進

- (1) 学校での人権・同和教育の推進
- (2) 社会教育としての人権・同和問題の啓発と人権・同和教育の推進
- (3) いじめ防止対策の推進
- (4) 問題行動、不登校への対応の充実

<令和4年度のねらい、目指すべきところ>

- (1) 学校の教育活動全体を通じて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する正しい知識や人権感覚を身に付けさせる人権・同和教育を推進します。
- (2) 差別のないまちづくりをめざし、多様な学習機会の提供を通して、人権・同和教育、人権啓発の推進に努めます。
- (3) 唐津市いじめ防止基本方針の理念に基づき、学校内外におけるいじめ問題等の防止対策及び発生時における対応のほか、早期発見・早期対応を図るための支援体制を構築し、いじめ防止に積極的に取り組みます。
- (4) 問題行動については、関係諸機関とも連携し、組織的な対応を行うなど、未然防止に努めます。

また、不登校傾向及び不登校の児童生徒への適切な対応を行うため、全小・中学校に配置しているスクールカウンセラーによるカウンセリング等、校内における教育相談体制の充実を図るとともに、小・中学校、適応指導教室、不登校対策支援認定校及び青少年支援センターの連携強化を図ります。

令和4年度 基本方針、重点目標及び重点項目一覧

基本方針	重点目標	重点項目
1 地域の将来を担う 人材の育成	(1) 知・徳・体の調和のとれた 「生きる力」の育成	① <u>主体的・対話的で深い学びの推進及び学力向上</u> ②心の教育の充実 ③食育・健康教育の推進と体位・体力の向上 ④安心安全な学校給食の実施 ⑤幼・保・小・中・高の連携の強化と推進
	(2) 時代の要請に応える教育の推進	①学校・家庭・地域の役割分担と相互連携 ②ICT利活用教育の推進 ③郷土唐津の伝統や文化を尊重する心と態度の育成 ④外国語教育の充実 ⑤インクルーシブ教育の視点を踏まえた特別支援教育の充実 ⑥ <u>持続可能な社会づくりの推進</u>
	(3) 安全で快適な教育環境の整備・充実	①校舎等学校施設の改築、長寿命化改良工事等 ②学校の規模適正化・適正配置 ③ <u>学校備品等の整備・充実</u> ④就学支援の充実
2 生涯学習の推進と 文化財の保護	(4) 生きがいのある生涯学習環境の整備・充実	①生涯学習の普及啓発 ②生涯学習基盤の整備 ③生涯学習機会の拡充と支援 ④図書館活動の充実 ⑤地域社会活動の振興 ⑥優れた芸術・文化活動の推進
	(5) 受け継がれてきた伝統的・歴史的文化の継承	①民俗文化財等の保護・継承育成 ②埋蔵文化財等各種文化財の調査 ③史跡等の保存・整備 ④文化財・歴史遺産に関する保護・啓発活動
3 人権教育、人権啓発の推進	(6) 人権尊重の精神を育成する学校・社会教育の推進	①学校での人権・同和教育の推進 ②社会教育としての人権・同和問題の啓発と人権・同和教育の推進 ③いじめ問題対策の推進 ④問題行動、不登校への対応の充実

議案第5号

唐津市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
唐津市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和4年2月24日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 唐津市公民館の利用許可申請及び利用許可の様式を変更し、あらたに公民館使用料還付申請書を新しく追加するもの。あわせて、館長の専決事項の一部を削除するために提案するものである。

規則案の概要

1 規則案の題名

唐津市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正理由

唐津市公民館の利用許可申請及び利用許可の様式を変更し、あらたに公民館使用料還付申請書を新しく追加するもの。

あわせて、館長の専決事項の一部を削除するもの。

3 改正内容

(1) 利用許可申請及び利用許可の様式変更

利用許可申請及び利用許可手続きを簡略化し、利用許可申請及び利用許可の様式を1枚にまとめる。

(2) 公民館使用料還付申請書の追加

還付金が発生した場合、今まで様式がなかったため新しく常設するもの。

(3) 館長の専決事項の変更

唐津市公民館条例施行規則第3条4号 勤務日誌その他日表類に関すること。
7号 電話の使用に関すること。が実態にそぐわないため削除するもの。

4 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

唐津市公民館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号及び第7号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第5条第1号様式（第5条関係）、第6条第2号様式（第6条関係）を次のように改める。

第1号様式（第5条、第6条関係）

利用許可申請書	
年 月 日	
唐津市教育委員会教育長 様	
申請者 団体名 住所 氏名 電話番号	
唐津市 公民館を利用したいので次のとおり申請します。 なお、教育委員会が公益上その他必要により利用の許可の取消し、中止又は変更をされても異議ありません。	
利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
利用目的及び行事内容	
利用室名	利用人員 人
※使用料 円	
注意事項	
1 唐津市公民館条例及び同条例施行規則を厳守すること。 2 ※欄は、記入しないでください。	

公民館利用許可書

上記の利用を許可します。

年 月 日

唐津市教育委員会教育長



第6条中第2号様式を第1号様式に改める。

第7条中第3号様式を第2号様式に改める。

第8条を第9条とし、第9条を1条繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(使用料の還付)

第8条 条例第8条の規定により使用料を還付する場合は、公民館使用料還付申請書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式(第8条関係)

第3号様式(第8条関係)

公民館使用料還付申請書

年 月 日

唐津市教育委員会教育長 様

申請者 住所
氏名

使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日
利用日時	年 月 日 時 分 から 時 分まで
還付を受けようとする事由	
既納の使用料	円

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

唐津市公民館条例施行規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○唐津市公民館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年1月1日 教育委員会規則第39号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成18年 1月 1日教委規則第9号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、唐津市公民館条例（平成17年条例第300号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第2条 公民館に、館長、主事その他必要な職員を置く。</p> <p>2 館長は、上司の命を受けて公民館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 主事その他の職員は、館長の命を受け、分担する事務を処理する。</p> <p>(館長の専決事項)</p> <p>第3条 館長は、次の事項を専決することができる。</p> <p>(1) 公印の使用に関する事。</p> <p>(2) 配置職員の所管する業務の決定に関する事。</p> <p>(3) 配置職員の時間外勤務命令に関する事。</p> <p>(4) _____</p> <p>(4) 定例、軽易な報告、調査、照会及び回答に関する事。</p> <p>(5) 施設の利用許可に関する事。</p> <p>(7) _____</p>	<p>○唐津市公民館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年1月1日 教育委員会規則第39号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成18年 1月 1日教委規則第9号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、唐津市公民館条例（平成17年条例第300号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第2条 公民館に、館長、主事その他必要な職員を置く。</p> <p>2 館長は、上司の命を受けて公民館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 主事その他の職員は、館長の命を受け、分担する事務を処理する。</p> <p>(館長の専決事項)</p> <p>第3条 館長は、次の事項を専決することができる。</p> <p>(1) 公印の使用に関する事。</p> <p>(2) 配置職員の所管する業務の決定に関する事。</p> <p>(3) 配置職員の時間外勤務命令に関する事。</p> <p><u>(4) 勤務日誌その他日表類に関する事。</u></p> <p>(5) 定例、軽易な報告、調査、照会及び回答に関する事。</p> <p><u>(6) 施設の利用許可に関する事。</u></p> <p><u>(7) 電話の使用に関する事。</u></p>

(公民館運営審議会)

第4条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を主宰し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 審議会の会議は、必要の都度又は委員の3分の1以上の要求があったとき、館長が招集する。

(利用許可申請)

第5条 公民館を利用しようとする者は、利用日の3日前までに利用許可申請書(第1号様式)を教育長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情による場合は、利用の当日までに申請することができる。

(許可書の交付)

第6条 教育長は、利用を許可したときは、利用許可書(第1号様式)を交付する。

(変更届)

第7条 利用者が利用の許可を受けた後、その内容を変更するときは、利用日の前日までに利用許可変更申請書(第2号様式)を教育長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第8条の規定により使用料を還付する場合は、公民館使用料還付申請書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(許可書の提示)

第9条 利用者は、公民館の利用に当たっては、利用許可書を公民館長に提示し、利用上の指示を受けなければならない。

(利用後の引渡し)

(公民館運営審議会)

第4条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を主宰し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 審議会の会議は、必要の都度又は委員の3分の1以上の要求があったとき、館長が招集する。

(利用許可申請)

第5条 公民館を利用しようとする者は、利用日の3日前までに利用許可申請書(第1号様式)を教育長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情による場合は、利用の当日までに申請することができる。

(許可書の交付)

第6条 教育長は、利用を許可したときは、利用許可書(第2号様式)を交付する。

(変更届)

第7条 利用者が利用の許可を受けた後、その内容を変更するときは、利用日の前日までに利用許可変更申請書(第3号様式)を教育長に提出しなければならない。

(許可書の提示)

第8条 利用者は、公民館の利用に当たっては、利用許可書を公民館長に提示し、利用上の指示を受けなければならない。

(利用後の引渡し)

第10条 利用者は、その利用を終えたときは、速やかにその利用に係る施設、設備等を原状に復し、室内を清掃して係員に引き渡さなければならない。

2 前項の規定による義務を履行しないときは、唐津市教育委員会がそれを行い、その費用を利用者から徴収する。

附 則

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の唐津市公民館条例施行規則（昭和40年唐津市教育委員会規則第4号）、浜玉町公民館の管理及び運営に関する規則（昭和50年浜玉町教育委員会規則第2号）、厳木町公民館設置及び管理に関する規則（昭和51年厳木町教育委員会規則第6号）、北波多村中央公民館管理運営規則（平成12年北波多村教育委員会規則第5号）又は鎮西町公民館の管理及び運営等に関する規則（昭和56年鎮西町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(七山村の編入に伴う経過措置)

3 七山村の編入の日の前日までに、編入前の七山村公民館条例施行規則（平成17年七山村教育委員会規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18教委規則9・追加)

附 則（平成18年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

第9条 利用者は、その利用を終えたときは、速やかにその利用に係る施設、設備等を原状に復し、室内を清掃して係員に引き渡さなければならない。

2 前項の規定による義務を履行しないときは、唐津市教育委員会がそれを行い、その費用を利用者から徴収する。

附 則

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の唐津市公民館条例施行規則（昭和40年唐津市教育委員会規則第4号）、浜玉町公民館の管理及び運営に関する規則（昭和50年浜玉町教育委員会規則第2号）、厳木町公民館設置及び管理に関する規則（昭和51年厳木町教育委員会規則第6号）、北波多村中央公民館管理運営規則（平成12年北波多村教育委員会規則第5号）又は鎮西町公民館の管理及び運営等に関する規則（昭和56年鎮西町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(七山村の編入に伴う経過措置)

3 七山村の編入の日の前日までに、編入前の七山村公民館条例施行規則（平成17年七山村教育委員会規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18教委規則9・追加)

附 則（平成18年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

新

第1号様式(第5条、第6条関係)

利用許可申請書

年 月 日

唐津市教育委員会教育長 様

申請者 団体名
住所
氏名
電話番号

唐津市 公民館を利用したいので次のとおり申請します。
なお、教育委員会が公益上その他必要により利用の許可の取消し、中止又は変更をされても異議ありません。

利用日時 年 月 日 時 分 から 時 分まで

利用目的及び行事内容

利用室名 利用人員 人

※使用料 円

注意事項

- 1 唐津市公民館条例及び同条例施行規則を厳守すること。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

公民館利用許可書

上記の利用を許可します。

年 月 日

唐津市教育委員会教育長 [印]

旧

第1号様式(第5条関係)

利用許可申請書

年 月 日

唐津市教育委員会教育長 様

唐津市 公民館を利用したいので次のとおり申請します。
なお、教育委員会が公益上その他必要により利用の許可の取消し、中止又は変更をされても異議ありません。

利用責任者 氏 名	利用責任者 住 所 電 話
--------------	---------------------

利用日時 年 月 日 午前 時から 午前 時まで
午後 午後

利用目的及び行事内容

利用室名 利用人員 人

利用区分

- 1 公用としての利用
- 2 公益上の利用
- 3 社会教育関係団体としての利用
- 4 地域住民の学習としての利用
- 5 有料の利用

第2号様式(第6条関係)

利 用 許 可 書	
唐津市 公民館の利用を許可する。	
利用責任者 氏 名	利用責任者 住 所
利用日時 年 月 日 午前 午後 午前 午後 時から 時まで	
利用目的及び行事内容	
利用室名	使用料 1. 円 2 無料
年 月 日	
唐津市教育委員会教育長 印	
利用上の注意 唐津市公民館条例及び同条例施行規則を遵守すること。	

第2号様式(第7条関係)

利用許可変更申請書	
1 変更事項	
2 変更理由	
	年 月 日
唐津市教育委員会教育長 様	
	利用責任者

第3号様式(第7条関係)

利用許可変更申請書	
1 変更事項	
2 変更理由	
	年 月 日
唐津市教育委員会教育長 様	
	利用責任者

公民館使用料還付申請書

年 月 日

唐津市教育委員会教育長 様

申請者 住所
氏名

使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日
利用日時	年 月 日 時 分 から 時 分まで
還付を受けようとする事由	
既納の使用料	円

議案第6号

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則
の制定について

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のよ
うに制定するものとする。

令和4年2月24日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 唐津市都市コミュニティセンターの利用許可申請及び利用許可の様式
の変更並びに所長の専決事項の一部を削除するため改正するものである。

規則案の概要

1 規則案の題名

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正理由

唐津市都市コミュニティセンターの利用許可申請及び利用許可の様式の変更並びに所長の専決事項の一部を削除するもの。

3 改正内容

(1) 利用許可申請及び利用許可の様式変更

利用許可申請及び利用許可手続きを簡略化し、利用許可申請及び利用許可の様式を一枚にまとめるもの。

(2) 所長の専決事項の変更

所長の専決事項中、実態にそぐわない勤務日誌その他日表類に関する事及び電話の使用に関する事を削除するもの。

4 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

// 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則（平成17年教育委員会規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号及び第6号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第6条中「（第1号様式）」、第7条中「（第2号様式）」を次のように改める。

第1号様式（第6条、第7条関係）

利用許可申請書	
年 月 日	
唐津市教育委員会教育長 様	
申請者	団体名 住所 氏名 電話番号
唐津市都市コミュニティセンターを利用したいので次のとおり申請します。 なお、教育委員会が公益上その他必要により利用の許可の取消し、中止又は変更をされても異議ありません。	
利用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分まで
利用目的及び行事内容	
利用室名	利用人員 人
※使用料 円	
注意事項	
1 唐津市都市コミュニティセンター条例及び同条例施行規則を厳守すること。 2 ※欄は、記入しないでください。	

唐津市都市コミュニティセンター利用許可書

上記の利用を許可します。

年 月 日

唐津市教育委員会教育長 印

第7条中「（第2号様式）」を「（第1号様式）」に改める。

第8条中「(第3号様式)」を「(第2号様式)」に改める。

第9条中「(第4号様式)」を「(第3号様式)」に改める。

第10条中「(第5号様式)」を「(第4号様式)」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第6号参考資料

唐津市都市コミュニティセンター条例施行規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第3条 所長は、次の事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 定例又は軽易な報告、調査、照会及び回答に関すること。</u></p> <p><u>(4) 施設の利用許可に関すること。</u></p> <p>第6条 センターを利用しようとする者は、利用開始の日前30日から3日までの間に利用許可申請書(第1号様式)を教育長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情による場合において、教育長が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>2～3 略</p> <p>(許可書の交付)</p> <p>第7条 教育長は、利用を許可したときは、利用許可書<u>(第1号様式)</u>を交付する。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、都市コミュニティセンター使用料還付申請書<u>(第2号様式)</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 条例第12条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、都</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第3条 所長は、次の事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 勤務日誌その他日表類に関すること。</u></p> <p>(4) 定例又は軽易な報告、調査、照会及び回答に関すること。</p> <p><u>(5) 施設の利用許可に関すること。</u></p> <p><u>(6) 電話の使用に関すること。</u></p> <p>第6条 センターを利用しようとする者は、利用開始の日前30日から3日までの間に利用許可申請書(第1号様式)を教育長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情による場合において、教育長が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>2～3 略</p> <p>(許可書の交付)</p> <p>第7条 教育長は、利用を許可したときは、利用許可書<u>(第2号様式)</u>を交付する。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、都市コミュニティセンター使用料還付申請書<u>(第3号様式)</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 条例第12条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、都</p>

市コミュニティセンター使用料減免申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市又は教育委員会が主催する行事に利用する場合は、この限りでない。

2 略

（変更届）

第10条 第6条の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の許可を受けた後その内容を変更しようとするときは、利用日の前日までに利用許可変更申請書（第4号様式）を教育長に提出しなければならない。

第1号様式（第6条、第7条関係）

利用許可申請書	
年 月 日	
唐津市教育委員会教育長 様	
団 体 名	
申請者 住 所	
氏 名	
電話番号	
唐津市都市コミュニティセンターを利用したいので次のとおり申請します。	
なお、教育委員会が公益上その他必要により利用の許可の取消し、中止又は変更をされても異議ありません。	
利用日時	年 月 日 時 分 から 時 分まで
利用目的及び行事内容	
利用室名	利用人員 人
※使用料 円	

市コミュニティセンター使用料減免申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市又は教育委員会が主催する行事に利用する場合は、この限りでない。

2 略

（変更届）

第10条 第6条の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の許可を受けた後その内容を変更しようとするときは、利用日の前日までに利用許可変更申請書（第5号様式）を教育長に提出しなければならない。

第1号様式（第6条関係）

利用許可申請書	
年 月 日	
唐津市教育委員会教育長 様	
唐津市都市コミュニティセンターを利用したいので次のとおり申請します。	
利用責任者 氏名	住所 電話
利用日時	
年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後	
利用室名	利用人数 人
利用目的及び行事内容	

注意事項

- 1 唐津市都市コミュニティセンター条例及び同条例施行規則を厳守すること。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

唐津市都市コミュニティセンター利用許可書

上記の利用を許可します。

年 月 日

唐津市教育委員会教育長 印

第2号様式 (第7条関係)

利用許可書	
唐津市都市コミュニティセンターの利用を許可します。	
利用責任者	
氏名	住所
利用日時	
年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで	
利用室名	使用料 1 _____ 円 2 無 料
利用目的及び行事内容	
年 月 日	
唐津市教育委員会教育長 印	
利用上の注意	
唐津市都市コミュニティセンター条例及び同条例施行規則を厳守すること。	

第2号様式（第8条関係）

唐津市都市コミュニティセンター使用料還付申請書	
年 月 日	
唐津市長 様	
申請者 住 所	
団体名	
氏 名	
唐津市都市コミュニティセンターの利用を中止したので、使用料を還付されるよう申請いたします。	
許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	
利用を取りやめた室名	
利用を取りやめた理由 (具体的に記入すること。)	
既納の使用料	円
返還申請金額	円

第3号様式（第9条関係）

都市コミュニティセンター使用料減免申請書	
年 月 日	
唐津市長 様	
申請者 住 所	

第3号様式（第8条関係）

唐津市都市コミュニティセンター使用料還付申請書	
年 月 日	
唐津市長 様	
申請者 住 所	
団体名	
氏 名	
唐津市都市コミュニティセンターの利用を中止したので、使用料を還付されるよう申請いたします。	
許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	
利用を取りやめた室名	
利用を取りやめた理由 (具体的に記入すること。)	
既納の使用料	円
返還申請金額	円

第4号様式（第9条関係）

都市コミュニティセンター使用料減免申請書	
年 月 日	
唐津市長 様	
申請者 住 所	

団体名
氏名

次のとおり都市コミュニティセンター使用料を減免願いたいので申請します。

許可番号	
許可年月日	
利用室名	
減免を申請する理由	
減免の額	
その他	

第4号様式（第10条関係）

利用許可変更申請書

- 1 変更事項
- 2 変更理由

年 月 日

唐津市教育委員会教育長 様

利用責任者

団体名
氏名

次のとおり都市コミュニティセンター使用料を減免願いたいので申請します。

許可番号	
許可年月日	
利用室名	
減免を申請する理由	
減免の額	
その他	

第5号様式（第10条関係）

利用許可変更申請書

- 1 変更事項
- 2 変更理由

年 月 日

唐津市教育委員会教育長 様

利用責任者

議案第7号

唐津市歴史民俗資料館の保存活用について

唐津市歴史民俗資料館の保存活用について、別紙のとおり方針を策定するものとする。

令和4年2月24日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 老朽化のため休館している唐津市歴史民俗資料館(佐賀県重要文化財旧三菱合資会社唐津支店本館)の修理・公開し、後世に伝えていくため、保存活用方針を策定するものである。

唐津市歴史民俗資料館の保存活用方針

1 保存の場所

- (1) 現地保存とする。
- (2) 建物の劣化状況を踏まえ、令和4年度から修理事業を開始する。

2 活用方法

- (1) 平成26年3月策定の「唐津市歴史民俗資料館保存活用基本計画」に基づき、炭鉱関連資料の展示、イベントスペース等の利活用を検討する。
- (2) 展示にあたっては、護岸等当時の遺構や失われた周辺施設の紹介もを行い、周辺環境も含めたエリア全体の魅力アップに努める。
- (3) 駐車場については、バスツアーの需要減等の状況を踏まえ、乗用車の駐車場を優先し、建物の向かいにある歴史民俗資料館緑地の駐車場利用を検討する。

3 施設の移管

- (1) 文化財としての価値を損ねない修理工事に努め、修理終了後は文化観光施設の担当部署に移管のうえ施設の管理運営を行う。

唐津市歴史民俗資料館保存活用検討の経緯

日時	内 容
平成15年～	入館者数の減少及び施設の老朽化による休館
平成24年度	建物の所管を教育委員会から観光課へ移管 (平成25年度からは文化振興課の所管)
平成26年3月	唐津市歴史民俗資料館保存活用基本計画を策定 <u>移築という意見があることが明記される。</u>
平成27年3月	歴史民俗資料館移築予定地の調査 <u>【①現地保存活用、②移築活用】の2案を検討。</u> 調査結果を「唐津市歴史民俗資料館移築予定地調査報告書」として教育委員会でまとめる。
平成27年9月 【議会関係】	移築に関する一般質問〔石崎議員〕 答弁内容 ・教育委員会としては、指定文化財として価値を損なわないような移築方法を検討する。 ・今後のスケジュールは、H30基本設計、H31実施設計、その翌年度より復元工事に取りかかりたい。
平成27年11月	唐津市文化財保護審議委員の佐藤正彦氏による調査 (九州産業大学名誉教授、元佐賀県文化財保護審議委員) 調査による見解 ・基礎レンガ壁や1階床テラゾー(人造大理石)等は、 <u>文化財価値を損なわず移築するのは技術的に非常に困難。</u> ・今後さらなる上位指定を受けるためにも移築せずに、そのとき耐えられる <u>復原修理工事を完璧にして備えるべき。</u>
平成30年12月 【議会関係】	歴史民俗資料館の取り扱いに関する一般質問〔大西議員〕 答弁内容 ・劣化が進行している中、指定文化財として保存していく必要はあるため、財源確保、文化財価値の維持、利活用方法等、総合的に勘案し、様々な課題を再整理したうえで庁議に諮り市としての方向性を早期に決定する。
平成31年 2月27日 3月4日	政策調整会議における保存活用に関する審議 審議結果：継続審議 ・文化財保護の観点から令和2年度より生涯学習文化財課が所管課となる。
令和元年12月 ～令和2年3月	修理費用の積算 <u>現地・移築それぞれの場合の文化財としての修理費用の算定</u> (委託先) 公益財団法人文化財建造物保存技術協会
令和2年11月5日	政策調整会議における再審議 ・現地保存の方向性で市政戦略会議に付議するものとして終結

日時	内 容
令和3年2月8日	総合教育会議 ・現地保存の方向性を説明のうえ、市長と教育委員会による意見交換が行われる。 ・傍聴していた記者により現地保存の方針が大きく報道される。
令和3年3月 【議会関係】	移築費用や経緯等に関する一般質問〔大西議員〕 ・移築の際の費用の算出方法の不備を指摘される。 ・地元住民や唐津みなとまちづくり懇話会への説明を十分に行ったうえで今後の事業を行うよう求められる。
令和3年3月18日 【懇話会関係】	唐津みなとまちづくり懇話会馬渡会長から市長への意見書提出
令和3年4月10日 【地元関係】	西唐津町内会長会（1回目） ・ <u>現地保存活用の方針を説明のうえ了承される。</u>
令和3年4月15日 【懇話会関係】	唐津みなとまちづくり懇話会開催 ・都市整備部、教育委員会出席 ・令和3年3月18日付け文書の回答を文書で求められる。
令和3年5月24日 【懇話会関係】	教育委員会から馬渡会長へ回答資料を提出
令和3年6月10日 【地元関係】	西唐津町内会長会（2回目）
令和3年8月24日	庁内関係課による保存活用に関する協議 ・建物内部の活用方法 ・駐車場の整備に関する考え方 〔出席〕文化振興課、みなと振興課、観光課、ふるさと寄付推進課、生涯学習文化財課)
令和3年8月20日	唐津みなとまちづくり懇話会より資料の收受 ・「旧三菱合資会社唐津支店本館の保存活用について」
令和3年11月2日 【懇話会関係】	唐津みなとまちづくり懇話会開催 ・都市整備部出席、教育委員会への出席要請なし
令和4年1月19日 【懇話会関係】	教育委員会と都市整備部で馬渡会長を訪問 ・市政戦略会議を開催し、市として方針決定することを説明。 ・馬渡会長より、現地修理と移築の費用（5億円と9億円）だけではなく、道路拡幅等、周辺整備の費用や活用のしやすさ等も総合的に検討して結論を出してほしいと要望される。
令和4年1月24日 【懇話会関係】	唐津みなとまちづくり懇話会より追加資料の收受
令和4年2月8日	市政戦略会議開催